

事 務 連 絡  
平成25年10月15日

(公印省略)  
会 員 各 位

公益社団法人 福岡県産業廃棄物協会  
事 務 局

## 福岡県県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する要綱の制定について（お知らせ）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、標題につきまして、お知らせいたします。

会報『サスティナスタイル』No.5の行政ニュースの中で、既に取り上げておりますが、福岡県では、県外から搬入される産業廃棄物の種類や予定数量等をあらかじめ把握すること等により産業廃棄物の処理の適正化を図ることを目的とし、「福岡県県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する要綱」を制定し、平成25年11月1日から施行することとなりました。

これにより、福岡県知事の許可を受けた産業廃棄物処分業者及び特別管理産業廃棄物処分業者は、福岡県外で排出される産業廃棄物を処分しようとするときには、あらかじめ要綱に定められた事項についての届出が必要となりますのでお知らせいたします。

本要綱の詳細、様式等につきましては、別紙、当協会ホームページ更新情報、または会報『サスティナスタイル』No.5の行政ニュース（P22～27）にてご確認ください。内容に十分にご留意いただき、適切にご対応くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

### ○添付書類

- ・福岡県県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する要綱
- ・県外産業廃棄物の県内搬入処理届出書（様式第1号）
- ・県外産業廃棄物の県内搬入処理事項変更届出書（様式第2号）
- ・県外産業廃棄物の県内搬入処理終了届出書（様式第3号）

### ○（公社）福岡県産業廃棄物協会ホームページ

<http://www.f-sanpai.com>

#### 更新情報

13/10/15 福岡県県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する  
要綱の制定について（お知らせ）

## 福岡県県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、福岡県外から搬入される産業廃棄物について、事前に受入状況を把握することが難しく、監視・指導を行う際の課題となっていることから、福岡県内の処分業者ごとに、あらかじめ福岡県外から搬入される産業廃棄物の排出事業者、種類、予定数量等を把握することにより、監視・指導の効率化・迅速化を図るとともに、産業廃棄物の処理の適正化を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の例による。ただし、法によらない用語については次のとおりとする。

- 一 県外産業廃棄物 福岡県外で排出される産業廃棄物をいう。
- 二 県内処分業者 法第14条第6項又は第14条の4第6項の規定による知事の許可を受けて、福岡県内において産業廃棄物の処分を業として行っている者をいう。
- 三 排出事業者 自らの事業活動に伴って産業廃棄物を排出する者（法第12条第5項に規定する中間処理業者を含む。）をいう。
- 四 県外排出事業者 福岡県外に事業場を有する排出事業者であって、当該事業場から排出される産業廃棄物について、県内処分業者に処分を委託しようとする者をいう。
- 五 特定県外産業廃棄物 県外産業廃棄物のうち岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県及び静岡県で排出される産業廃棄物をいう。

### (関係者の責務)

第3条 県内処分業者及び県外排出事業者は、産業廃棄物の処理に当たっては、生活環境の保全上支障が生じないようにしなければならない。

2 県内処分業者は特定県外産業廃棄物の処分を受託する場合は、当該産業廃棄物の放射性セシウム濃度の把握に努めるものとする。

なお、処分にあたっては、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号）を遵守するものとする。

3 県外排出事業者は、産業廃棄物を県内処分業者に処分を委託する場合には、委託する産業廃棄物の適正処理を確保するため、県内処分業者の廃棄物の保管状況や、施設の稼働状況等の把握に努めなければならない。

### (県外産業廃棄物の県内搬入に係る届出)

第4条 県内処分業者は、県外産業廃棄物を処分しようとするときは、県外排

出事業者の事業場ごとに、あらかじめ次に掲げる事項を様式第1号により知事に届け出なければならない。

なお、本要綱の規定に基づく届出は、法第18条第1項の規定に基づく報告の徴収として求めるものである。

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - 二 県外排出事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - 三 県外産業廃棄物を排出する事業場の名称及び所在地
  - 四 県外産業廃棄物の処分を行う施設の名称及び所在地
  - 五 県外産業廃棄物の収集運搬者の氏名又は名称及び住所
  - 六 県外産業廃棄物の種類、年間の処分予定数量
  - 七 県外産業廃棄物の処分の方法
  - 八 県外産業廃棄物の搬入開始予定年月日、処分終了予定年月日
- 2 前項の届出をした者は、同項第一号から第四号に掲げる事項に変更があったときは、変更後すみやかにその旨を様式第2号により知事に届け出なければならない。
- 3 第1項の届出をした者は、同項第五号から第八号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめその旨を様式第2号により届け出なければならない。
- なお、同項第六号の年間の処分予定数量については、現在届け出ている数量の2倍以下のときは、この限りではない。
- 4 第1項の届出をした者は、当該届出に係る県内での処分を終了したときは、当該終了の日から30日以内に様式第3号により知事に届け出なければならない。
- 5 第1項の届出については、搬入開始予定年月日の年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。）ごとに行うものとし、年度をまたぎ、継続して県外産業廃棄物を搬入する場合は、当該県外産業廃棄物に係る届出を、前年度末までに届け出なければならない。
- 6 第1項から第4項までの届出を行った者は、当該届出書の写しを、届出を行った県外産業廃棄物の処分終了後5年間保存しなければならない。

（適用除外）

第5条 前条の規定は、中間処理（焼成）により処分を行う場合であって、特定県外産業廃棄物の処分を行う場合を除いて、適用しない。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に県外産業廃棄物の処分を受託し、搬入を行っている県内処分業者は、要綱第4条第1項に定める届出については、平成25年12月27日までに、知事に提出するものとする。

県外産業廃棄物の県内搬入処理届出書

平成 年 月 日

福岡県知事 殿

(届出者) 住所  
 氏名 印  
 (法人にあつては名称及び代表者)  
 TEL

福岡県県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する要綱第 2 条第 1 号に定める県外産業廃棄物を処分したいので、同要綱第 4 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

記

県外排出事業者		住所 氏名 (法人にあつては名称及び代表者) TEL		
県外産業廃棄物を排出する事業場		所在地 名称 TEL 特定県外産業廃棄物の受託の有無 ( 有 ・ 無 )		
県外産業廃棄物の処分を行う施設		所在地 名称 TEL		
	種類	予定数量	収集運搬業者	処分の方法
1			住所 氏名 (法人にあつては名称及び代表者) TEL	
2			住所 氏名 (法人にあつては名称及び代表者) TEL	
3			住所 氏名 (法人にあつては名称及び代表者) TEL	
4			住所 氏名 (法人にあつては名称及び代表者) TEL	
5			住所 氏名 (法人にあつては名称及び代表者) TEL	
6			住所 氏名 (法人にあつては名称及び代表者) TEL	
7			住所 氏名 (法人にあつては名称及び代表者) TEL	
8			住所 氏名 (法人にあつては名称及び代表者) TEL	
県外産業廃棄物の搬入開始予定年月日			平成 年 月 日	
県外産業廃棄物の終了予定年月日			平成 年 月 日	

県外産業廃棄物の県内搬入処理事項変更届出書

平成 年 月 日

福岡県知事 殿

(届出者) 住所

氏名

(法人にあつては名称及び代表者)

TEL

印

平成 年 月 日届出の県外産業廃棄物の県内搬入処理届出書の記載事項を変更したいので、福岡県県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する要綱第4条第2項又は第3項の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

記

届出者 (変更があつた場合の 変更前を記入)	住所 氏名 (法人にあつては名称及び代表者)	TEL
------------------------------	------------------------------	-----

県外排出事業者	住所 氏名 (法人にあつては名称及び代表者)	TEL
---------	------------------------------	-----

県外産業廃棄物を 排出する事業場	所在地 名称 TEL 特定県外産業廃棄物の受託の有無 ( 有 ・ 無 )
---------------------	---

県外産業廃棄物の 処分を行う施設	所在地 名称 TEL
---------------------	------------------

	種類	予定数量	収集運搬業者の住所・氏名 (法人にあつてはその代表者)	処分の方法
1			住所 氏名 TEL	
2			住所 氏名 TEL	
3			住所 氏名 TEL	
4			住所 氏名 TEL	
5			住所 氏名 TEL	
6			住所 氏名 TEL	
7			住所 氏名 TEL	
8			住所 氏名 TEL	

県外産業廃棄物の搬入開始予定年月日	平成 年 月 日
県外産業廃棄物の終了予定年月日	平成 年 月 日
変更(予定)年月日	平成 年 月 日

※ 当該様式には、変更(予定)年月日以降の状況を全ての項目について記載すること。

様式第3号

## 県外産業廃棄物の県内搬入処理終了届出書

平成 年 月 日

福岡県知事 殿

(届出者)

住所

氏名

印

(法人にあつては名称及び代表者)

TEL

福岡県県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する要綱第4条第1項(変更を届け出た場合は第2項又は第3項)の規定に基づき届け出た、下記県外排出事業者の事業場に係る県外産業廃棄物の処理が終了したので、同要綱第4条第4項の規定に基づき届け出ます。

記

県外排出事業者名	県外排出事業場名